

平成 24 年度政策評価委員会議事録

1 日 時 平成 24 年 7 月 24 日（火） 14:00～16:30

2 場 所 公正取引委員会事務総局 官房第 1 会議室

3 出席者

【政策評価委員】（五十音順）

柿崎 平 株式会社日本総合研究所 総合研究部門
公共コンサルティング部部長兼上席主任研究員

小西 彦衛 公認会計士

田中 辰雄 慶応義塾大学経済学部准教授

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

東條 吉純 立教大学法学部教授

【公正取引委員会事務総局】

菅久官房総務課長，小室官房総務課企画官，下津官房国際課課長補佐，笠原経済取引局総務課課長補佐，鈴木経済調査室室長補佐，吉川調整課課長補佐，田邊企業結合課課長補佐，池田取引企画課課長補佐，山田取引調査室室長補佐，猪又相談指導室室長補佐，十川企業取引課課長補佐，梶谷下請取引調査室室長補佐，山本管理企画課課長補佐，茂木官房総務課課長補佐，柳原官房総務課政策評価係長

4 議 題

平成 24 年度政策評価（案）について

- (1) 企業結合の迅速かつ的確な審査
- (2) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処
- (3) 取引慣行等の適正化
- (4) 下請法の的確な運用
- (5) 競争政策の広報・広聴
- (6) 海外の競争当局等との連携の推進
- (7) 競争的な市場環境の創出

5 配布資料（資料の掲載は省略）

- 資料 1 実績評価書（案） 担当課：企業結合課
- 資料 2 実績評価書（案） 担当課：管理企画課
- 資料 3 実績評価書（案） 担当課：取引企画課・取引調査室・相談指導室
- 資料 4 実績評価書（案） 担当課：企業取引課・下請取引調査室
- 資料 5 実績評価書（案） 担当課：官房総務課
- 資料 6 実績評価書（案） 担当課：官房国際課
- 資料 7 実績評価書（案） 担当課：経済取引局総務課・経済調査室・調整課

6 議事録

【小室官房総務課企画官】 本日は、お忙しい中、公正取引委員会の政策評価委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

公正取引委員会で政策評価を担当しております、官房総務課企画官の小室でございます。

本日の議題でございますが、平成24年度政策評価書（案）、これは、実績評価が7つでございますが、これらについて説明させていただきまして、御意見を賜りたいと考えております。

また、既に御案内させていただいているところでございますが、平成22年度の政策評価委員会から詳細な議事録をホームページで公開させていただいておりますし、また、前々回、昨年2月の政策評価委員会から、一般の傍聴も可能となっており、本日は、事前にホームページで募集した訳でございますが、応募者はいらっしゃらなかったというところでございます。

それでは、政策評価委員会に先立ちまして、菅久官房総務課長から挨拶をさせていただきます。

【菅久官房総務課長】 本日は、本当に暑い中、政策評価委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、小室企画官からも話がありましたとおり、昨年度から政策評価を原則としまして実績評価の方法で実施することとしております。

公正取引委員会で実施する施策につきましては、その政策効果を定量的に把握すること、それが非常に困難な場合も、もちろん、ある訳でございますが、行政機関が行う政策の評価に関する法律の規定に基づきまして、公正取引委員会が実施する施策の効果をできるだけ定量的に把握するという取組を進めるために、実績評価の方法による政策評価を拡大することとしたものでございます。

この取組を始めまして2年目と、今年度はなる訳ですが、昨年度いただきました御指摘を踏まえまして、指標を修正したところもございます。試行錯誤を行っている

ころでございますが、引き続き、必要な改善をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

今年度の政策評価結果の具体的な内容について、これから説明いたしますので、貴重な御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

【小室官房総務課企画官】 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。本日は、資料1から資料7に基づきまして、7つの実績評価書資料案について説明させていただきます。

菅久課長からも話がございましたように、昨年度から政府全体の取組として、実績評価の方法で実施する政策評価につきましましては、標準様式という評価書の統一様式の導入等につきましまして、試行的に取り組むものとされていたところ、本年度から正式に実施されるということになってございます。

当委員会につきましましては、昨年度からこの標準様式を導入いたしまして、資料7ですとか、資料2とかの先頭のところに付いております標準様式でございますが、御覧のとおり、標準様式に施策の概要ですとか、達成すべき目標、施策の予算額、執行額等を明示いたしまして、評価指標、測定指標の変動状況等について記載してございます。

この標準様式の後には添付されている実績評価書資料案につきましましては、標準様式の内容について、より詳細に説明するための付属資料としての位置付けとなっております。

標準様式の記載内容につきましましては、実質的には実績評価書資料案の要約版となっておりますので、本日の説明につきましましては、昨年同様、それぞれの施策について実績評価書資料案に基づいて行わせていただきます。

この各実績評価書資料案の説明につきましましては、私の方から行いますが、委員の皆様からの御質問等につきましましては、担当課室の補佐からも対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の説明の順番でございますが、業務の都合上、資料7の施策について説明し、御議論いただきたいと思いますと考えております。

その後、資料2の独占禁止法違反行為に対する厳正な対処、審査局の業務について御議論いただきまして、その後、資料1の企業結合の迅速かつ的確な審査、その後は、3、4と続きまして、資料5の広報・広聴でございますが、これは、私が担当しておりますので、最後にしまして、その前に、資料6の海外の競争当局等との連携の推進と、こういった順番で、今日は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔資料7-2 実績評価書資料（案）「競争的な市場環境の創出」について説明〕
御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

【田辺委員】 2点ほどございます。この中では、具体的には、発注機関に対する啓発と、情報発信の部分と、最後にRIAに関してありますが、後者の2つは、着々とやってくださいという感じです。しかし、入札談合の防止のところでは、特に、ここでやっている研修は、どこでやっているのかというのを拝見させていただきますと、基本的には都道府県と政令指定都市、あと、阪神高速道路等々、国交省の整備局というところでは、例えば市町村レベルまでというのは、どういう形で活動を届かそうとしているのでしょうか。そこが、もしかしてハイリスクなところだとすると、そこまで届くように、この研修はスパルオーバーして届くような形になっているのかどうかというのが、お伺いしたい1点目でございます。

2点目は、入札談合等々のところで、コンプライアンス・マニュアルの中に書き込めであるとか、入札関連秘密情報の管理規程の中にこの種のことを書き込めというようなことをある意味で積極的に、都道府県、市町村等に訴えていくということは必要だろうと思うのですが、具体的には、何をやっているのでしょうか。簡単にいうと、マニュアルのモデルとか、それから管理規程のモデルみたいなものを設けて、積極的にこれを使ってくれとお願いするようなことはやっていらっしゃるのでしょうか。思ったより少なく、1割と2割ですから、規程等に入れてあればいいだけとってしまうのですが、いかがでしょうか。何でこんなに浸透していないのかなという感じがしたので、その辺をお伺いできればと思っています。

【笠原経済取引局総務課長補佐】 今、御質問いただきました最初の点でございますが、実態としましては、2ページの表2（入札談合等関与行為防止法に係る研修の主な参加者等）に載せておりますものは、まさに主立ったものということで、実際には、結構小さな市町村、主に市になりますが、人口数万人のような市から、例えば大きな国の機関であっても、小さな出先の機関であるとか、機会をいただいて、話を研修の形でしております。具体的になかなかどれがという話ではないですが、例えば、東京都の瑞穂町とか、鎌倉市であるとか、相模原市であるとか、近隣であっても、そういう市については、様々、毎年行っております。

ただ、そうはいつでも、必ずしも全ての市町村が、積極的に声を掛けてくれる訳ではありませんので、当方の方からも、なるべく網を掛けたいということで、一つのやり方は、都道府県ごとに公共工事の入札契約に関する公契連と呼ばれる各発注機関の契約担当部署をメンバーとするネットワークのようなものがございます。そちらの方で、いろんな制度関係の情報共有などをしておりますので、そういった枠組みを使って、我々の方で研修会をやるので皆さん来てほしいというように、そういったネットワークを使って声を掛けますと、ある県であれば、そこに所属するすべての市町村の担当者が一堂に会すというような形で、広く、浅く、そういった形で捉えるようにはしています。

面で広げるのと同時に、深くというところでも、今、我々の方で、そういった声掛

けをいただいた時には、なるべく契約担当部署の方だけではなくて、実際に発注を担当するような方にも来てくださいと声を掛けて、面と深さと両面で、なるべく広く、我々の研修活動が届くように取り組んでいるところでございます。

2つ目ですが、現状、我々の方から研修で話している内容は2点ございまして、一つは、入札談合をなるべくやらせないような入札の仕組み、若しくは入札談合が実際に起こったとしてもそれを発見するためのテクニック、そういったような実務的な話をするのが、一点です。もう一点は、それに発注機関として関与しないために、何が問題になるのか、どういうところに気をつければいいのか、いわゆる官製談合を防止するためのノウハウについて話をしております。

今、委員の御指摘にあった、当方からモデルのような形で提案するという点につきましては、現状、あくまでもコンプライアンスという組織統治の問題というところもあって、外部からこれをやってくれとか、こういう形だったらいいですよということもなかなか言いにくいところもあり、また、それぞれの実態に即した内容でなければ、なかなかコンプライアンスのプログラムとしては機能しないところがございまして、我々の方からは問題点であるとか、若しくは個別の施策として、例えば、こういう枠組みを入れると効果があるという人が居ますとか、というようなアイデアを提供する形にしております。一切合切、包括的にこういうことをとにかくやってくださいというような形は、現状取っておりませんし、また、各組織としての自主性とか、若しくは実際の有効性の観点からも、なかなか押し付けるよりも、むしろ意識を高める、そういった目的で、今、お話を研修会等でしているところでございます。

【小西委員】 疑問点という訳でもないですが、9ページの下に、テーマ設定ということも挙げていて、これは、公開セミナーについてですが、発注機関の中で行う研修会なんかも同様だと思いますが、このテーマ設定というのは、いわゆる集客力といいますか、関心と呼び込むということにとって非常に大切なことだと思うのです。工夫はなさっていると思いますが、引き続き工夫をしていただけたらいいのかなと思います。

といいますのは、6ページの上の方に記述しているように、発注機関の担当者にとってのインセンティブというのが、これが民間の場合ですと、ここへ業績評価というものが、とりわけ定量的な評価というもので、いいとか、悪いとか、○とか×とかという、そのようなことが加わってくるので、このインセンティブを感じやすいということがあると思うのですが、公的部門では必ずしもそうではないと思いますので、そういう意味でもいかに関心と呼ぶかというところが、このインセンティブということと関係して、引き続き工夫をなさっていただくといいのかなと思いました。これは、現状が問題であるとか、疑問であるとかという意味ではないです。

【小室官房総務課企画官】 確かに、入札談合の防止について積極的に取り組むためのインセンティブ、官製談合防止法とか、違反してしまったら、それは本当に大問題

ですので、そういうことをしたら駄目ですというのは、当然大きなインセンティブになると思うのですが、研修を受けたからといって、すぐに給料が増えるとか、何か売上げが上がるとか、そういった意味での評価がなかなかしにくいということがございます。そこは、なかなか難しいところではありますが、今、説明がありましたように、どういった人に必要かということをよく意識して、これからも研修をやっていくということかと思えます。

【東條委員】 1点、ささいなことですが、7ページのウェブのアクセス件数ですが、月に513件、それから、国際シンポジウム、月に385件、これは多い数字ですか。というのは、資料5、後で御紹介いただくのを見ると、トップページには、年間で250万アクセスくらいある訳ですね。その中で、たかだか月に500だと、年間に換算すると6,000くらい。かなり少ないような気がします。公取委のホームページというのは、見せ方というのは、どのような発想に基づき、どれくらいの期間でリニューアルしていくのか、公取委内に目安のようなものはありますか。

【小室官房総務課企画官】 ホームページにつきましては、この競争政策研究センターのものは特殊というか、特別なところにセンターのページが設けられておりますが、恐らく関心がある人というのは、そこにアクセスをして、それで必要な情報が得られるのではないかとこのように考えているでしょうから、それで、随時、その情報が新しくなったら公開している訳です。アクセス件数について申し上げますと、この前がどれくらいの件数だったかというのはありますか。

【鈴木経済調査室長補佐】 すみません、そこまでは手元にありません。

【小室官房総務課企画官】 その推移というか、今、データはありませんが、全体の中での割合というのは、今、先生がおっしゃったとおりにかもしれないですが、傾向として減っているか増えているかという、多分、増えている傾向にあるのではないかと思います。

【菅久官房総務課長】 多いか少ないかというのは、なかなか難しいですが、これは、私の感覚ですが、これは少なくないかと、むしろこんなに来ているのだなと思えます。

というのは、公開セミナーに何人来ているかという点から考えると、それに来た人だけではなくて、それ以外にもう500人くらい、これは、セミナーの資料のページまで入っていったくれた方の数ですね。単にトップページに来ただけではなくて、そこまで入っていったくれた方なので、五百何十人も見てくれているのかと思いました。それから、国際シンポジウムの方も、これは、年1回の国際シンポジウムの資料に、月三百何十人アクセスしてくれているというのは、それなりに来ているかなと、そういうぐらゐの感覚を実は持っておりました。

【小室官房総務課企画官】 よろしゅうございますか。続きまして、資料2「独占禁止法の違反行為に対する厳正な対処」に移らせていただきます。

〔資料2-2 実績評価書資料(案)「独占禁止法の違反行為に対する厳正な対処」

について説明]

御意見，御質問等ございましたら，よろしくお願いたします。

【小西委員】 この標準様式にある指標の一覧で見ると見やすいのですが，表側の指標の一覧で上から5行目の対象事業者数（法的措置）ということで，平成23年度が303とあります。それから，一番下の指標の課徴金納付命令等の対象事業者数が277ということですが，これは，個々にはそれぞれ施策によって適切に対処された結果ということが実績の訳ですが，全体的な環境としてどんなふうを受け止めていらっしゃるのですか。増加ということについて，処置できた案件として上がってきたもの以外にもあるかもしれないということも含めたときに，今の市場の状態というのでしょうか，環境変化というのでしょうか，何かそんなことを感じているような，受け止めているような特徴はございますか。

【山本管理企画課長補佐】 最初の法的措置の対象事業者数は，確かに大幅に増えています。1事件当たりでみますと，どういう事件が事業者数が多いかといいますと，端的に申し上げて，地方談合事件というのが非常に多くございます。昨年度でいきますと，石川県が発注する工事の入札談合事件，確か50社ほど，あと，茨城県とか山梨県，そういった地方公共団体の発注工事に関する談合事件が多くあったものですが，そういったことが事業者数に出ていまして，そういう意味で，地方自治体における入札談合の問題というのは，依然としていろいろあると思います。公式にそういう見解をまとめている訳ではなく，個人的な感想も入りますが，地方の談合事案というのは，引き続き多いのだなというのを非常に感じております。

課徴金の方，事業者数もさることながら，金額でみますと，過去第2位ですが，先ほど小室の方から申し上げましたが，実質的には第1位でございます。これも1事件で，例えばエアセパレートガスに関するカルテル事件は140億円ほどの納付命令を出しております。談合とはまた違うカルテル事案ですが，大型なカルテル事件というのは，引き続き，残念ながらといいますか，依然として後を絶たないのだなと考えております。景気がどうこうというのは，なかなか難しいところですが，やはりまだまだ独占禁止法に対するコンプライアンスが，残念ながら十分に浸透しているとはいえないのかなと，個人的には感じております。

【小西委員】 ある種の特徴といたしましうか，そういうものが認められれば，また，次の施策の留意点ということになろうかと思えます。

【山本管理企画課長補佐】 数字には，なかなかストレートには出てこない話ですが，カルテル・談合事件が多く，そういう意味では，昨年度もそうですが，依然，ここ数年間，事件はなかなか多くございます。最近の状況をみますと，ちょっと別のところで，処理期間にも関わる話ですが，やはり証拠の収集とか，そういう意味で，我々ももっと高度化を図っていかないと，事件について十分に措置が採れないのではないかと，手法の高度化というのをもっと図っていく必要があると感じております。

事業者側にもいろいろ立場があると思いますが、昔と違って、素直に皆さんやりましたと、正直にしゃべるような方ばかりではなく、どちらかという、そうではない方が増えております。いろいろ立場があるでしょうが、増えているものですから、そういった中で、いかに証拠を入手して、事件を証明していくかというのは、審査局で非常に重要な課題であるというのは感じております。

【小室官房総務課企画官】 あと、一般論として申し上げますと、よく言われていることで、私ども課徴金減免制度というのを18年から導入させていただきました。それが、ダイレクトに数ですとか件数ということには結び付かないかもしれないですが、課徴金減免制度によって、今までは潜ってしまっていたかもしれないものが表に出てきまして、その摘発が進んでいくと、件数が増えていく。こういった流れというのは、多分あろうかと思えます。

【小西委員】 制度がそれだけ運用されていっているということもあろうかと思いません。

【小室官房総務課企画官】 引き続き、こういった制度を活用していくということも、方向性としては考えられるのではないかと考えております。

【田中委員】 今のことに関連して、数字の見方について、以前言ったことがあるかもしれませんが、警察事例だと簡単で、検挙率で判断する。つまり、事件自体は状況次第で変わるので、どれだけ捕まえたかで判断する。この場合でいくと、比率か何かを取ってみて、その推移をグラフにしてみるとちょっとは何か分かるのかもしれない。

【山本管理企画課長補佐】 パーセンテージというのは出したことはないのですが、実は計算は、もちろん、1つの事件でいろいろなものが、そこは事件数1と申告の1件というのは対応している訳ではないものですから、厳密に割り算をするには単位が違います。ただし、申し上げられるのは、昨年度、全部合わせて8,000件か9,000件ですか、不当廉売以外が2,000件前後、多数の申告はいただいているのですが、正直申し上げて、なかなかどういものが独禁法で問題かというところは、うまく伝わらないという問題もございます。

【田中委員】 申告の中身自体が大外れだというケースがある訳ですね。そこら辺が難しい。

【小室官房総務課企画官】 昨年も不当廉売の話で御議論があったと思いますが、申告した者が、さっきの検挙率でしたら、黒だけれども捕まえられなかったというような率が出ると思えます。申告したうちのどれだけに措置を採ったかという話になりますと、多分、内部で整理しておく価値はあると思いますが、評価指標としてはなかなか微妙かなと考えます。

【山本管理企画課長補佐】 刑法犯になれば、何が刑法犯かというのは、そんなに一般の方に認識は難しくないと思いますが、カルテル、談合なら、まだ、比較的よいか

もしれませんが、例えば、優越的地位の濫用とか、そういうものになってくると、何が濫用行為かというのは、ガイドラインとかいろいろ周知はしているのですが、なかなか認識いただくのは難しいところです。

【柿崎委員】 10ページの下のところのウです。法的措置を採った事件の処理期間が、今年度は15か月ということで、3か月の増加は、かなりの増だと思えます。ここで要因を大きく2つ御説明いただいているのですが、1つお伺いしたいのは、22件の一部が大幅に引っ張って平均値を上げているのか、あるいは軒並み上がっているのか。もう軒並みに上がっているとすれば、構造的な問題として、次のページの今後の反映の方向性のところで書かれている内容よりは、もう少し突っ込んだ対応の方法を考えなければいけないのかなと思えます。その事象によって打つ手は多分違ってくると思うのですが、一部特殊なものがあったからこうだということであれば、その特殊なものへの対策でいいと思うのですが、全般的なのであれば、それなりの対応が必要なのかなということが一つあります。

【山本管理企画課長補佐】 平均すると15か月ですが、個々にみますと、平成22年度の12か月を一つの目安として考えますと、それよりも早く、要するに1年未満で終わっている事件も当然ございまして、中には超えているものがあります。

あと、これは細かい話で恐縮ですが、22件法的措置を採っているのですが、実は、法的措置の数と実際の事件を処理する数というのはちょっと違ってございまして、昨年度で申し上げますと、確かに国際事案の処理期間が長かったので、これは1つの案件で、5本ほど命令を出してございまして、そうすると、1事件ですが、5倍に換算されるみたいなのところがございます。平均値の計算ですので、そういったところが、かなり平均値に強く出ているのかなと思っております。

そういう意味では、構造的な問題が絶対ないと言い切る訳ではないのですが、まずは個々の事案において、どのように効率的に処理できるかというところを今後とも検討していきたいと思っております。

【柿崎委員】 多分、ほかのところとも関わってくると思いますが、海外の競争当局と情報交換をしながら事案の解明を行った事案、これが1つの大きな長期化の要因だとすれば、そういった割合、海外の競争当局と協力しながらやった割合が年々増えてきていると、今後も増えそうということが分かるのかなと思ったものですから。

【山本管理企画課長補佐】 昨年度についても、さっき5本命令を出す事件があるとか、それがまさに国際的な事案でございまして、そういう意味では、22分の5ということになります。ぱっと数字が出ませんが、恐らくそんなになかったはず。ずっと増えるかどうか、ちょっと何とも申し上げづらいところがありますが、昨年度は、そういう要因も平均値に跳ねたのかなというようなところは感じております。

【小室官房総務課企画官】 確かに、実績評価書資料案でも要因としてワイヤーハーネスと優越地位の濫用事件を挙げてございまして、確かに国際的な案件というのが、増

加傾向にあるかどうかというのは、数字としてはなかなか明らかにならないかもしれませんが、ただ、こういった国際化、グローバル化している中で、国際的事案がなくなるということはないということはいえると思います。一方、優越的地位の濫用事件につきましても、新しく課徴金の対象になったわけですから、これも平成23年度から初めて3件加わったということで、国際的な案件と優越事件については、これから増加要因というか、そういうことであるということはいえると思います。そういう意味では、柿崎委員の御指摘の点について、反映の方向性についても、そういった特徴をもう少し書き込んで、こういった事件が増えていることが、これについての対策というか、ノウハウの収集というか、共有というか、そう少し突っ込んだ書き方にすることはできるのではないかと思いますので、少し工夫をしてみたいと思います。

【東條委員】 優越的地位濫用の3件も、かなり長期になったのですね。

【山本管理企画課長補佐】 平成22年度の平均が12か月ですが、いずれもそれを超えております。優越事件に課徴金を導入して、課徴金制度は昔からあるところ、優越的地位濫用事件は、いろいろやり方とかが特殊なものがあり、今後の、将来の審判なり、裁判所の審査にも十分耐えられる審査を我々もしたいと思っているため、慎重に進めて時間が掛かりました。

【東條委員】 そうすると、22件中、5プラス3で8件が長期化した事件、この記述である程度は説明されているということになるのかもしれませんが。

【菅久官房総務課長】 国際的な事件というのは、実際に増加しているかというところ、今のところポツポツという状況です。企業結合審査ですと、割と増えているという感じがありますが、国際的な事件は長期的な増加傾向になるかどうか、ちょっと分からないです。ただ、優越事件は、以前は、むしろ早く仕上がる事件だったのですが、まさに課徴金が入りましたので、その分、時間が掛かります。ただし、性質的に長くなってきているという意味では対応が必要ですが、事件はまだ3つ目ということなので、だんだんと、そういう意味では職員も慣れてきて、やり方も慣れてきているところがあるので、アに書いているような面が、ある意味ではあります。更にもうちょっと工夫が要るかどうか、考えたいと思います。

【柿崎委員】 小さいことですが、8ページの中段の（ウ）で、不当廉売事件の処理期間ですが、原則2か月以内という目標に対して2.1か月の実績で、おおむね目標達成だと評価されていますが、若干違和感があります。やや目標に達しなかったという表現の方が、これは好みの問題かもしれませんが、いいように思います。その次が、しかし、事案の中には、処理期間が2か月を超えるものもあると記載されていますが、平均が2.1であれば、それは2か月を超えるものもあるのでしょうかと、極めて当たり前かなという気がします。この「しかし」というのは、「目標は達成されている」というのに掛かっているから「しかし」なのでしょうが、若干この文章を読んでいて違和感がありました。

【小室官房総務課企画官】そこは修文を検討いたします。

【小西委員】参考のためにといいましょうか、教えていただきたいのですが、7ページの上の方のイの小売業による不当廉売事件の処理で、下から3行目の後ろの方の「周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い」とありますが、これは、どんな調査方法ですか。

【山本管理企画課長補佐】不当廉売による影響というのは、ある会社が、いわゆる原価割れをすることによって、他の周辺の事業者の、その商品あるいは類似品も含めてですが、売上げが大幅に減るとか、そういった数字的なところが、まず、メインになってきます。あとは、廉売が行われた時期に、売上げの減少とか、そういう事実があったかどうかということと、あとは、それは単なる偶然ではなくて、因果関係があるかどうかという2つの話になってくるのですが、基本的には周辺の事業者から、そういった数字とか、あるいは状況とか、そのヒアリングなり調査票なりでそういうデータなりを回答していただいて、それを分析するというのがメインになってきます。

ただ、1社、2社という訳にはいかないものですから、ちょっとエリアの競合状況によって何社あるか全然違うのですが、1社、2社ではとても調査は成り立ちませんので、数十社なりと、それなりの数は調査をしています。中には影響がなくてもあったみたいに、大げさに言う方もなきにしもあらずで、そういうバイアスが掛からないように、広くリソースの範囲で、数十社なりそれなりに調査をして全体的な傾向をつかめるようにしています。

【小西委員】調査は、どういう方がなさるのですか。

【小室官房総務課企画官】普通の公取委の職員、審査局の職員です。

【山本管理企画課長補佐】この不当廉売については、普通の事件と違って、先ほどの2か月の話もありますが、迅速に処理をするという、ちょっと特別な審査方針がありますので、そういう専門の部署も設けていまして、そちらのスタッフを中心にそういった調査というのをやっております。

【小西委員】こういったものが周辺に、何というか、センシティブなこともあるだろうと思いますからね。

【山本管理企画課長補佐】先ほどの2.1か月の言い訳になりますが、当然、法律による強制ということではなくて、協力ベースのボランティアな話になりますので、やはりかなり機微に障るものですから、なかなかデータを出していただけなかったり、そのために説得したりとか、そういう時間も掛かったりしていますので、御理解をいただければ助かります。

【小西委員】ありがとうございました。

【小室官房総務課企画官】それでは、続きまして、資料1「企業結合の迅速かつ的確な審査」の方に移らせていただきます。

〔資料1-2 実績評価書資料(案)「企業結合の迅速かつ的確な審査」について

説明]

御意見，御質問等ございましたら，よろしくお願いたします。

【柿崎委員】 4ページの下のところ，専門的知識を有する職員の活用が重要であると，ほかのところにも書かれていますが，ここではたまたま法曹資格者の人数は3名であるとコメントされております。ほかにエコノミストが重要だとか，コメントがありますが，その辺の人数というのは，増えてきているのでしょうか。

【小室官房総務課企画官】 これにつきましては，エコノミストは従前から配置をしておりまして，例えば，平成22年度末から，平成23年3月の段階で2名のエコノミストが企業結合審査に従事していた訳です。我々はずっとエコノミストにつきましては，専門家として採用するという事で募集をかけている訳ですが，その募集には必ずCPRC競争政策研究センターの中で働いてもらう人と，企業結合審査の2つの分野につきまして募集をかけているところがございます。タイミングの問題と申しますか，たまたま，この1年間と申しますか，皆さん任期もありますし，突然辞められたりする方もいらっしゃいますので，平成23年度はたまたまつながりがうまくいなくて，エコノミストがそのときはいなかったということではございました。実は，幸い平成24年度の，今年の4月にはエコノミストを1名企業結合審査に配属することができまして，そういう意味では，反映の方向性からみると，良い方向にいつている訳です。基本的にはエコノミストは，企業結合審査には必要でございますので，我々としても採用するべく努力をしているという状況でございます。

【柿崎委員】 分かりました。あと，標準様式の指標ですが，この指標の構成がいまいちぴんときません。この施策で重要なのは，迅速性かつ的確性，あと公表の部分と，最終的には不適切なものは防止するという事だと思います。最初の迅速性かつ的確性を表わしている指標が一番上のこの指標なのかなと思ったのですが，必ずしもそうでもなさそうです。次のページの裏のページの一番上の目標達成のところ書かれてある第1次審査であれば30日以内，第2次であれば90日以内，それを達成した割合という指標を示すのが，端的でいいかなと思ったのが一つです。

あと，ここでいう事例1件当たりのページ数は，どういうふうに解釈すればいいのですか。実績評価書資料案6ページのところにもかなり丁寧に表で示していただいているのですが，この平均ページ数，これは増えればいいということになるのですか。

【田邊企業結合課長補佐】 従前から公表内容の充実ということで，このページ数を使った指標を使っていたところではございまして，内容をより充実させていくという観点から，ページ数を1つの切り口としています。

ですので，単に内容が増えればいいのかということ，そうではないのかもしれませんが，審査の各判断要素についてどういうふうな判断を公取委がしているのか，あるいは審査の経緯がどういうふうになっているのかについての記載を充実させていくということをしておりまして，それを見ていくための1つの指標がページ数ということ

す。

【柿崎委員】 より丁寧に説明しているということの1つの表れであるということですね。分かりました。

【小室官房総務課企画官】 ただ、それにつきましては、考え方がいろいろございまして、今、考え方としましては、田邊が申し上げたとおり、たくさん書いてあればよい、丁寧にということではあるのですが、一方で、今回、企業結合規制の見直しをしまして、第2次審査に行ったものについては、必ず公表しますということを明確化したということもございまして、ある意味、公表するのは当たり前ですということにもなってきております。これについて、ページ数というのを指標として残しておくかどうかということにつきましては、来年度以降、また、検討していきたいと考えております。

また、達成した割合についても、必要な検討をして指標化できるかどうか検討したいと思っております。基本的には、期間は法定ですので、全部やっているというのが、我々のスタンスではありますが、確かに100%やっているということもきちんと示していくことは、指標としての見やすさといえますでしょうか、それは、意義があると思しますので、検討していきたいと思っております。

【小西委員】 12ページの上から3つ目のパラグラフのところですが「さらに」という4行の文章ですが、これは、費用対効果ですね。資料2でも同じ書き振りがありますが、こういう説明をするということは分かりますし、意味合いも分かります。つまり、国民経済全体から考えてということですが、この4億と1063億とは必ずしも相関性がないので、最後のくだりの審査の効率性が評価できるとまで書き切るのはどうかという気がします。ただ、こういう成果を上げたということは事実ですから、その意味では、これはアピールな素晴らしいことだと思いますね。

【小室官房総務課企画官】 少ない予算でインパクトのあるものができたということで、効率性を評価する一つのきっかけというか、そういうものにはしておきたいと思っておりますが、確かにこの書き方につきましては、これでイコール効率性という書き方は、もしかしたら乱暴なところがあるかもしれません。

【小西委員】 これは、数字を読むときの土俵の大きさの問題で、公取委という土俵で読むのか、国民経済という土俵で読むのかということで意味合いが違ってくると思います。

【小室官房総務課企画官】 ここは書き方を検討させていただきたいと思っております。

【小西委員】 この視点はいいと思っております。あるいはこういうデータを使うこと自体はいいと思っております。

【小室官房総務課企画官】 では、続きまして、資料3「取引慣行等の適正化」に移らせていただきます。

〔資料3-2 実績評価書資料（案）「取引慣行等の適正化」について説明〕

御意見、御質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

【田辺委員】 1点、全体としては、非常に効率的にかつ適切に処理していただいていると考えておりますが、事業者等からの相談への対応のところでは、1,500から1,900の間の動いているところで、1週間以内に回答する率が95パーセントという、非常に少ない人数で頑張っているなという感じがするのですが、ただ、この相談の中身が、どういう推移をたどっているのかというのが分かりません。マスの量はわかるのですが、どういう相談事案が増えたり、減ったりというところの変化みたいなのが見えるような表を付けていただければ、分かりやすくなるのかなという感じがしたということでございます。

例えば、警察庁だと、あそこは恐らく年間230万とかのオーダーだと思いますが、相談件数の割り振りは、にもかかわらず大問題が発生していますが、どこら辺が増えたり、減ったりというのが見えるようになっていきます。少ない人数ではあろうかと思いますが、何か工夫していただければ、ここの情報がどういう形でフィードバックされ、生きてくるのかというのが見えるような感じがしたということでございます。

【小室官房総務課企画官】 確か、事例集の公表のときに、何か内訳の数字は出していますね。

【猪又相談指導室長補佐】 はい。ただ、分類を細かくしている訳ではなくて、例えば、流通慣行ガイドラインに関係するものとか、技術取引に関するものというガイドラインに対応した相談という形での分類はしていますが、更にその中で、どの業界からとか、そういった部分までは、データベースとしては、把握というか、入力をしていないものです。結構、おおざっぱな形というか、5、6種類にしか分類していないのであればあります。

【小室官房総務課企画官】 これは、ずっと前からやっていたか。

【猪又相談指導室長補佐】 前からやっています。

【小室官房総務課企画官】 そこは検討させていただきます。

【柿崎委員】 10ページの一番上のところに、平成23年度に受け付けた相談（755件）とあるのですが、755件というのは、すみません、私が理解できていないだけだと思うのですが、3ページの一番上の表（事業者等からの相談件数）、相談件数等とは対応していないのですね。

【猪又相談指導室長補佐】 この755件というのは、3ページの一番上の表の約1,500件のうち、本局で受け付けたものとなります。残りの部分は地方事務所等で受け付けたものということです。

【柿崎委員】 この10ページの一番上の755件が前半の数字を説明したところから出てきていないので、もし、可能であれば、その755件を説明できるような何らかの形にさせていただくと、非常にありがたいと思います。

もう一つ、10ページの一番上のところで、92.3%が7日以内ですね。これは、年度

別で、これは、過去もこういう形で取られていたのですか。

【猪又相談指導室長補佐】 我々の方の目標は、最初は、いわゆる1か月以内とか、そういったものを目標に立てていました。それは、正式相談というもので、文書で回答するようなもの、年間1件あるかないかですが、法律上、いわゆる資料が全部そろってから30日以内に回答しなさいというものがありますので、30日以内というのが、正式相談に当てはめると、そういったものが、期限が決められているものですから、そういった目標をちゃんと達成しておく、一般相談であれば、なかなか案件によって、内容によっては、一般相談であっても、やはり委員会まで上程するとなれば、1か月というのかなり厳しい状態にはなってくるものですから、そういったものを平均しても、迅速な処理ができる。過去の迅速な処理の期間と同程度もしくはどんどん改善ができるような形というのを目標にはしております。

【小西委員】 内容の確認ですが、4ページの中ほどのイの金融フォローアップ調査ですが、調査の内容というのは、例えば、金融取引あるいは金融商品といったような、そういう意味の専門性は、余り必要ないのでしょうか。あるいは、専門性を持った方々がなさっているということでしょうか。それとも、余り商品の中身までは云々しないので、専門性がなくても調査ができているということでしょうか。

【山田取引調査室長補佐】 公取委は経験者採用を行っており、前職が金融機関等の民間企業出身者も多数おります。そのような職員に対してヒアリングをしたり、場合によっては調査に加わってもらうこともあります。このように、金融商品等についてもヒアリング等を通じて専門性を身に付けてから調査に当たっております。

【小西委員】 ありがとうございます。それから、10ページですが、中ほどの(4)のAのガイドラインの普及・啓発、これの最後の行のところに、「説明会の開催に偏ることなく、方法の多様性を図る。」とありますが、どんな方法を想定されていらっしゃるのですか。

【池田取引企画課長補佐】 ここについては、今後、これから検討していくところではありますが、一応、考えられるものとしては、受け身で説明会に参加するだけではなくて、例えば、不当販売でいいますと、よくお酒が関係するものですから、例えば、国税庁とタイアップした形というものがあります。例えば、そこで国税庁の人が参加すれば、公正取引委員会は全国に8つしか拠点がありませんが、更に全国津々浦々普及させることができる訳です。そういった、例えば、ほかの行政機関とのタイアップですとか、あるいはそのほかにも業界の方から意見を聞いて、今までの説明会で分かりにくかったところとかはありますかとか、参加しにくかったこととか、どういうことが事情としてありますかとか、そういうことを聞いて、今後、検討していくところでございます。

【小西委員】 現状では、説明会のほかにも、例えばウェブサイトに乗せているとか、そういった幾つかの方法は取られている訳ですね。分かりました。

【小室官房総務課企画官】 続きまして、資料4「下請法の的確な運用」に移らせていただきます。

〔資料4-2 実績評価書資料（案）「下請法の的確な運用」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしく願い申し上げます。

【田辺委員】 ここに出てくる数字の解釈ですが、トレンドがどうなっているかということですが。標準様式のところで見ると、違反処理の処理件数というのは、19年度からわずかではあります、増えている傾向になっている。それから、違反処理の指導の件数というのも、明らかに増大しています。他方、平成20年度以降、10か月以内に処理、勧告のものです、達成の割合は減っています。これは、単純に言うならば、扱う事件が増え過ぎて、アップアップになっているということでしょうか。一つ分からないのは、何でこんなに増えているのかなと、例えば、経済がデフレで、まだ、回復していないから、下請いじめで、このところを親企業が対応してはというような件数が増えているからということか、それとも、こういうことが分かってきて、下請さんの方が、これは、ちょっと許せないというので、だんだん表に出てくるようになったのか、そういったところがお分かりになるのであれば、お願いいたします。それによって大分違ってくるような感じはするのですが、単純にノウハウの蓄積で済むのかなと、もうアップアップだよと言った方が早いのかなと、そんなことを感じたものから、教えていただければと思います。

【梶谷下請取引調査室長補佐】 処理件数、特に指導件数が年々増えてきている訳ですが、これは、先ほど委員がおっしゃったとおり、やはり経済状況がよくないため、親企業がコストを下げなければならないということで、下請事業者に対して、下請法でいえば、下請代金の減額であるとか、そういった下請法上問題となるような行為を行っているのが減らないということがあると思います。また、卸売業、小売業においていわゆるPB商品の製造委託というのかなり行われており、これらについても積極的に調査を行っていますが、それまで下請法になじみのなかった業界だったものから、調査をしてみると、ちょっと問題が出てきて、指導件数が結構多くなっているのかなと思っております。

そういうことで、指導件数とかが増えてきている訳ですが、それに対して勧告事件の処理期間10か月を超えるというものがだんだん増えてきているということについては、この実績評価書資料案の7ページのウの処理期間のところは何で増えているのかというところを①、②、③、④ということで書いております。1つは、従来、いわゆる下請代金の減額事件を中心にやってきた訳ですが、ただ、下請法で禁止されている行為については、返品行為であるとか、不当な利益提供要請行為であるとか、受領拒否であるとか、幾つか類型がございまして、我々としては、法運用の透明性を高めて、どのような行為が違反となるかを明らかにして、事業者の予見可能性も高めて違反の未然防止に資するために、こういう様々な違反行為について積極的に取り上げて勧告、

公表していきたいという考えもあります。1つの親事業者が減額、返品、受領拒否とか、複数の行為を行っていたのが、例えば、平成23年に処理した18件についていえば、そのうちの6件は、そういう複数の行為が重なっている事件でして、行為が多いものですから、どうしても時間が掛かってしまうという実態にもあります。

そのほかに、この7ページに書いている、②、③、④のような理由もあり、どうしても時間が掛かってしまいます。その時間が掛かっているのを、何とか少なくとも10か月以内には処理したいということで、1つは、能力向上ということで、研修、これも毎年人事異動の時期には新任者に対して必ず研修をやったり、マニュアルも整備して、それも常に拡充して古いものにならないように、更新も常にやったりとか、あと、勧告事件については、これが一体どういう事件で、どういう問題があったのか、どういう特徴があったのかという情報をみんなで共有していこうということで、勧告事件報告会といったようなものを定期的に行ったりしております。

もちろん、10ページの一番上の②に書いてありますが、確かに人が足りないというところはございますので、定員の要求は引き続きやっていきたいと考えております。

【菅久官房総務課長】 補足しますと、委員御指摘のとおり、人を増やしていただきたいというのはもちろんあって、実は毎年定員要求では、重点で下請部門というのは、ある程度増えてきているのです。それに加えて、量が増えたと、それぞれの人の能力も向上しようと、これはセットでやっていかなければいけないことなので、両方必要かなと考えております。

それから、調査の事件の数が増えている影響の1つとして、書面調査を増やしたというのがあるのでしょうか。

【梶谷下請取引調査室長補佐】 そうですね。

【菅久官房総務課長】 御覧いただくと、一番上のところで、平成20年度から平成21年度のところで、下請事業者に対して出している書面数がかかなり、4万枚くらい増加しているのもあります。平成21年度調査というのは、平成22年度くらいから大きく反映するのですか。

【梶谷下請取引調査室長補佐】 そうです。平成22年度の調査件数に反映されます。

【菅久官房総務課長】 それも一つあるかもしれません。

【柿崎委員】 勧告につながった18件の端緒別では、書面調査と申告と中企庁からの措置請求という3種類端緒がありますが、もし、分かれば、その18件の内訳、どういう端緒が多かったのですか。

【梶谷下請取引調査室長補佐】 申告は、やはり下請事業者は、自分の取引している親事業者のことについてなかなか言いづらいので少ないです。

【柿崎委員】 割合としてはどうですか。

【梶谷下請取引調査室長補佐】 割合としては、3ページの表に書いてありますが、平成23年度でいえば、全体では着手しているのが4,554のうち、書面調査が端緒となっ

ているのが4,494と圧倒的でございます。

【小室官房総務課企画官】 通常、個別の勧告を公表したときに、端緒は何ですかと聞かれたときには、それを言うてしまうと、どこからの申告かというのが分かってしまうことがあるので、個別には申し上げていないので、細かいことは申し上げられないです。ただ、全体の傾向として書面調査がほとんど事件の発掘の土台としてはなっておりますので、割合としては書面調査が多いです。例えば、勧告案件は、中企庁からの措置請求という、中企庁も調査をされて、中企庁は勧告ができませんから、当方に措置請求をするということもありますから、確かに割合的には何件か中企庁からうちにいただいているものも多いです。

【梶谷下請取引調査室長補佐】 18件勧告のうちの4件が措置請求です。中企庁から措置請求があったものについては、全て勧告しているということになります。

【小室官房総務課企画官】 続きまして、資料6「海外の競争当局等との連携の推進」に移らせていただきます。

〔資料6-2 実績評価書資料（案）「海外の競争当局等との連携の推進」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

【東條委員】 この途上国に対する技術研修ですが、基本的に講師によるセミナーというか、レクチャーが中心ということですね。

【下津官房国際課長補佐】 我々公正取引委員会の職員がレクチャーしたり、外部から学識経験者の人たちでレクチャーをする。そのほか、いわゆる模擬立入といったもの、つまり、実際に、我々は調査において立入検査というのをやるのですが、それを実際にやってもらっています。模擬ですが、例えば、公正取引委員会の職員が会社の役員役、調べられる側の役員役をやったり、そういう実践的なものも取り入れているところでございます。

【東條委員】 そういうロールプレイングも是非やっていただきたいと思いますが、公正取引委員会に実際にデスクを設けて研修あるいはインターンみたいなことはしないのですか。

【下津官房国際課長補佐】 この技術支援ということでは、そうですね、実際に公取に籍を置いて働くということはやらないです。

【東條委員】 そのほかの部分ではやっているということですか。つまり、技術支援としてはやっていないが、ほかに、そういうポストとかはある訳ですか。

【下津官房国際課長補佐】 ポストといいますか、例えば、ドイツ学術協会というのがございます。そういうところが、若いドイツの方に日本を学んでもらおうということで、役所だけではなくて、企業も含めて、一連のインターンシップのプログラムがございます。

【東條委員】 途上国の競争当局の現職の職員の方、例えば、1か月なり数か月でも

構わないのですが、公取委で働いていただくというような研修は難しいですか。余り有効ではないですか。

【菅久官房総務課長】 これは、組織としての回答ではないのですが、そういう留学生みたいな方々が、1週間、2週間、3週間というくらいですと、要は、日本語能力が不十分であっても、我々是对応可能ですが、今、おっしゃった数か月一緒になると、そこは、日本語能力がないと、ちょっとやりづらいというのは、多分あるかと思えます。日本語能力が十分にある方で日本に来たいという方が、もしあれば、また考えなければいけないでしょうが、今のところありません。

【小室官房総務課企画官】 逆に我々がやっていることに対しましては、現地、ベトナムですが、我々の職員をJICAの枠組みを使って派遣をしまして、それでアドバイザーとかコンサル的な形で、向こうの言語というか、英語を使って、いろいろトレーニングをしていくということはやっております。確かに、今、課長が申し上げましたように、こちらに来てやる、そこで、我々も全員、もしかしたら英語をしゃべればいいのかもしいかなと思いますが、多分、それもなかなか難しいかもしれないので、どちらかといえば、我々の職員を向こうに派遣してトレーニングをお手伝いするという方をやっているということかもしれません。

【小西委員】 この政策それ自体ではなくて、むしろ関連事項ということになるかと思うのですが、例えば、海外の事業者に対しては、7ページに書いていただいているようなことで、こちらの情報、政策について知る機会が準備される訳ですが、逆に国内の事業者、この方々が海外の国々のそういった政策に、あるいは情報を知ることについて、どんな方法を取っているのか、あるいは公取委として、そういったつながりというのでしょうか、そのような対応をどうされているのか。

【下津官房国際課長補佐】 実績評価書資料案にも書いていますが、海外で御活躍されるビジネスされる方は増えている訳でございます。我々としては、当然、そういう方々が海外で違反行為を起こすということは、もちろん、避けてほしいというのがあります。

それで、我々がどういったことをやっているかということですが、実績評価書資料案で書かせていただいたものには、公正取引委員会の英語のホームページのことについて書かせていただいておりますが、当然、日本語のホームページもあって、そこに海外の競争法というページがございます。そこには、大体80ちょっとの国の競争法の、まさに概要でございますが、概要を掲載して情報発信をしているところです。80幾つもございますので、なかなか全てを、その都度その都度タイムリーに更新するというのは、なかなか難しい面がございますが、そこは、我々のできる範囲でリバイスをしていくということで、情報発信ということはさせていただいております。もちろん、問い合わせが来れば、答えたりするというのもございます。

【小西委員】 あるいは、ほかに紹介なり、リンクなりでつながるようなところは、

あるのですか。

【下津官房国際課長補佐】 こちらにも載っていますが、ICNという国際的なコンペティション・ネットワークというのがあり、そのホームページに行くと、大体全てのICNに加盟している、今、108の国、地域から123の競争当局が加入していますが、それらのホームページに行くことができます。

【小室官房総務課企画官】 公取委のホームページから、ICNのホームページに飛ぶコーナーがありますね。直接ここにリンクしますと、つながりますよというような案内をしているコーナーは、ホームページの中にも設けているところがございます。

【小西委員】 当該国だけで済む案件であれば、情報がいかに事業者さんに伝わるかということでもいいと思うのですが、逆に、こちらに波及してくるような、つまり、国をまたがるような案件もあるだろうと思います。

【田辺委員】 ウェブサイトの英文ページのアクセス数をみると、トップページからは全然入ってこないで、プレスリリースページの方にばっとなってしまっているということですね。

【下津官房国際課長補佐】 プレスリリースページに一番、ある意味タイムリーな情報が載るので、一度そこにアクセスした人が、恐らくそこにブックマークか何かを付けるのではないかと思います。その後は、トップページを介さずにそっちに行ってしまうのではないかと思います。

【田辺委員】 平成23年度は、ほぼ倍増ですが、何か原因があるのでしょうか。ちょっとトレンドよりもずっと大きく見られたという言い方は変ですが、アクセスがあったなという感じがします。

【下津官房国際課長補佐】 プレスリリースへのアクセス数が大きく増えたというのは、恐らく複数の要因があると思います。

1つは、先ほどの説明でありましたが、英文プレスリリースの掲載方法といたしますか、掲載範囲というものを少し昨年変えたというのがございます。従来は、独禁法違反事件、我々も一番関心があるのはそれだろうと、独禁法違反事件で国際的なものというものを取り上げてやっていたのですが、なかなかそれだときっちり基準といたしますか、取り上げられる、取り上げられない事件というのが出てまいります。また、タイムリーにできるかということ、なかなかそうではない場面もございました。今回変えたというのは、独禁法違反事件、それから企業結合審査、そのほか、国際関係に関するものは全部載せよう。それも全文英訳していると、なかなかタイムリーに出ない。古い英文ホームページを見ていただくと分かりますが、若干日本の発表文と1週間空いていたりすることもあり、概要だけでもすぐ載せようということにしました。重要なものについては後で全文を載せるということもあります。タイムリーに載せると、海外の雑誌とかに取り上げられる機会というのは、やはり増えてきています。それらを見た人が、やはり公取委のプレスリリースのページにアクセスするのではない

かというのが1つございます。

それから、プレスリリースの内容です。つまり、海外の方々、海外の競争当局、弁護士さんが関心を持ちそうな事件、例えば、ワイヤーハーネスの事件であったり、新日本製鐵の合併事件であったり、ハードディスクドライブ事業者の統合に関する事件であったり、そういう海外メディアといいますか、海外の方々に関心を持つ内容のプレスリリースが増えたというのも1つあると思います。

あとは、公正取引委員会の職員がいろんなところに行って、いろいろしゃべる訳ですね。そうすると、それに関心を持った人たちがプレスリリースをちょっと見てみようかというような要因もあろうかと考えています。

【小室官房総務課企画官】 細かい件数はチェックしていませんが、企業結合と、独禁法違反事件の方で御紹介しました、今、下津が申しましたように、ワイヤーハーネスとか、新日本製鐵の合併ですとか、ハードディスクドライブ事業者の統合ですとか、海外の人達にも関心のある事案についても、結構早い段階でホームページに載せておりますので、何らかの増加要因になっていたのではないかと考えております。

では、最後の資料5「競争政策の広報・広聴」でございます。

〔資料5-2 実績評価書資料(案)「競争政策の広報・広聴」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

【小西委員】 7ページですが、協力委員制度ですね。これについて、大きな会議は止めて、もう少し小さい単位で運用されています。これは改良・改善だと思いますが、その結果の手ごたえとして、意見の出方が違うといいましょうか、あるいは意見の件数が違うとか、そのように感じとられるものはありますか。

【小室官房総務課企画官】 それは、まさに担当として、今年対応させていただいたところですね。確かに、今まで結構大人数、特に関東甲信越ですと30人くらい集まって2時間くらいで会議するということになります。皆さん、お話しになる方は御準備されて、お話しされる訳ですが、どうしても一方通行というか、お話しされる。それなりに我々もお返しする訳ですが、それだけで時間切れといいますか、そういうことも多くありました。それが、個別にさせていただいたり、それから、人数を絞って5、6人ですとか、多くても10人くらいで集めてやりますと、かなり双方向といいましょうか、御意見をいただいて、お答えをする、それに対する御意見をいただくというような形で、一個一個の意見がかなり深まって、我々も対応できますねというところまで意見が煮詰まっていくというか、そういった効果は明らかにあったと思います。

もう一つ、協力委員制度は2つ目的がございまして、一つは、御意見をいただく、それを反映させるということですが、もう一つは、私どもの活動を御理解いただいて、それを各地域でいろいろ説明していただいたりとか、PRしていただくということもございまして。そういう意味では、より協力委員さんに分かっていただくということがこの制度の肝でございまして、そういう面では、そういった説明の時間というか、特

に新しく委員になられた方に対して、個別に御訪問させていただいて、各種取組を説明するということにつきましては、非常に効率よくというか、丁寧に行うことができるようになりました。それは、非常に改善されたのではないかと考えております。

【小西委員】 お願いもしやすい、通じやすいですね。

【菅久官房総務課長】 個別に集まっていただく場合でも、5人から6人くらいですから、本当にお互いに話す時間が非常に多くてとてもいいのではないかと思います。

【田辺委員】 それに関するのを聞こうと思っていたのですが、この一日公正取引委員会と消費者セミナー、開催件数も大切だと思うのですが、多ければいいというものではないのですが、どれくらい参加者がいたのかなというところが気になることです。特に、消費者セミナーの方は、ある意味では一般的な消費者ということですので、多いに越したことはないというところがあるので、その数が分かれば知りたいというのが1点です。

2点目は、消費者セミナーのところで、特に消費者庁ができて、景品表示法は、消費者庁の方に行ってしまったので、消費者が直接に絡んでくる興味のあるところで、従来、公取がやっていたところというのは、どういうふうに使われているのでしょうか。別に消費者庁を敵視する必要もないので、一緒に開催しても構わないと思いますが、そこら辺のすみ分けと、協力の状態がどうなっているのかというのを伺いできればと思います。

【小室官房総務課企画官】 まず、1点目の参加者、一日公取委ですとか、消費者セミナーの参加者ですが、マクロな数字ですが、報告書の10ページでございますが、消費者セミナーにつきましては、全体で979名ということで、測定指標の方には入れていないのですが、明らかにさせていただいております。一日公取委につきましては、延べの数ですが、合計1,978名ということで、数字を出しています。確かに委員がおっしゃるとおり、場所によってぶれはありますが、延べでやってみますと、それなりの人に訪れていただいているところでございます。同じように、独占禁止法教室につきましても、数字は出しておりますので、御参考としていただければと思います。

それから、消費者セミナーの関係で景品表示法との関係でございますが、確かに消費者の方々は御関心がある事項として景品表示法の話がございますので、これにつきましては、御案内のとおり、景品表示法は消費者庁に平成21年に移管された訳ですが、地方に手足がございませんので、私ども地方事務所があるところにつきましては、引き続き消費者庁から委任を受けて、私ども地方事務所の職員が調査を行うあるいは相談に対応するという取組を行っているところでございます。イメージといたしましては、私どもの本局の方で実施します消費者セミナーにつきましては、それほど景品表示法のことを触れたものは少ないですが、結構、地方事務所管内で行われる消費者セミナーのものにつきましては、自分たちの活動として景品表示法の調査をしておりますので、主な案件とか、その機会に御紹介をすることなどはしております。そうい

う面では、さっきおっしゃったように、分かれたことは分かれたのですが、消費者庁とも一緒にやっている面は強いですし、消費者のニーズに合わせて消費者セミナーというのを開催してきているところがございます。

【菅久官房総務課長】 今、委員御指摘のとおりで、むしろ景品表示法があったころは、消費者団体との間で、景品表示法でつながっていました。消費者団体の方もそういうふうにおっしゃっていて、景品表示法がなくなってから、公取委との縁がちょっと遠くなったということをおっしゃる方もいらっしやって、それをむしろ意識して、以前は消費者セミナーという形ではむしろやっていなくても大丈夫でしたが、消費者セミナーということで意識的に消費者の方々との対話の場を設けるということをやりはじめたというのもございます。その景品表示法以外の独占禁止法でも消費者にとっては非常に意味があるということをお互いお話をしましょうと、そのための会合として開いております。

【小西委員】 今のことにも観点が似ていると思いますが、4ページの独占禁止法教室の開催件数、表9ですが、これは、やはり中学、高校、大学という、年頃からいうと、経済とか社会に関心が持てる年頃のところへうまくテーマが入るのではないかと思います。そういうふうに考えると、大学生はともかくとして、中学生、高校生といったときには、どちらかというところと高校生的なかなという気もするのです。また、実際におやりになって、中学校でやったこと、これもまた、手応えとか、そういうものもあると思いますが、その辺の感覚はいかがですか。

【小室官房総務課企画官】 私どもも多様化というか、いろんなターゲットに対して、独占禁止法教室を開催したいということでやっている訳です。大学生は、もちろん法律とか経済専門でやっているということで関心も高いし、これからすぐ会社員とか社会に出ますので、そういう意味で関心が高いということで増えてはいますが、中学生、高校生といった時には、やはり中学生が多くなります。これは、カリキュラムの問題といえますか、中学3年生の公民の授業で、必ず公正取引委員会と独占禁止法というのが、秋くらいですが、取り上げられる時期がございまして、我々もそういったカリキュラムなり時期を踏まえまして、御案内というか、御紹介をさせていただいているということもございまして、ちょうど授業で出てきたときに、タイミングを捉えてお話をするということが、効果的というか、やれる一つのやり方でもございますので、そういった関係もあって中学校が増えていると思います。

一方、高校生につきましては、カリキュラム上出てくるのは政治・経済の授業に取り上げられるということになりますので、それは選択科目ということにもなっておりますので、ダイレクトにこれだけ依頼いただくということが若干少なくなってきています。高校ですと、学校によって関心の対象ですとか、学力にもいろいろ差がございますし、そういう意味では、なかなか先生方も、我々の方も御案内するのですが、何件かはもちろんありますが、まず、中学校から声が掛かってくるというのが実情でござ

ざいます。ただ、大学生とは感触は違いますが、中学生も、我々もかなりブレークダウンした形でやっておりまして、中学生自身に家電量販店みたいな役割を与えて、こういったやり方でやればお客に来てもらえるかと、そういったことを通じて競争というのはやはり大事だと、しかし、そのときにカルテルとか談合とかをしたら困ったことになるねという流れで、それなりに工夫してやっております。そういう意味では中学校の生徒さんからのインパクトというか、反応もかなりいいものがあるのではないかと考えております。もちろん、高校もこれから増やしていきたいと思いますが、中学校も更に今後とも続けていくことによって、多分、どこかでこういった授業を聞いたことがあるなというのが大事ではないかと思えます。

【小西委員】 おっしゃるように、やってはいけないことはこういうことだということを、そのような形で覚えて、若いころから植え付ける。それと、確かに、学校へ何かを持ち込もうとすると、カリキュラムや授業計画との対応性ということが非常に大事で、あるいはそれをもって先方は判断するということがありますので、なるほど、おっしゃるとおりですね。

【小室官房総務課企画官】 あと、時期としては、年度末というか、3月といいましょうか、そういうところが、比較的にカリキュラムが緩やかですので、お声掛けいただくことが多いという状況でございます。

【田中委員】 高校生の方がやはり理解しやすいような気がします、やった感じでは中学生でも十分だという感触ですか。

【小室官房総務課企画官】 そうですね。やり方を工夫することによって、中学生の皆さんも。

【田中委員】 先ほどいいましたロールプレイング的にやっている。

【小室官房総務課企画官】 そうです。あと、模擬立入検査みたいな形で、公正取引委員会の調査みたいな、そこはある意味興味を持ってもらうというところかもしれないですが、そういうのも結構、例えば、学校の先生が悪い企業の役をやってもらったりとかして、生徒も興味を持てるようにしています。

【田中委員】 教室で、芝居仕立てみたいにしてやるのですか。

【小室官房総務課企画官】 一応、班ごとに、給食のときみたいな形でセットしてもらったりしますが、そこは、そんなに教室をいじらないで、普通にやらせていただいております。

【菅久官房総務課長】 カードゲームをやっているのですが、これがなかなか受けられないです。お店側と消費者側に分かれて、お店側がカードを出します。そのカードに、ポイントを付けるとか記載されています。その代わりに、裏カードもあって談合するとか、話し合うとか。そういうのをを使って消費者がどれだけ集まるか、そういうのをやるらしいです。今、うなずいている、後ろの者がやっていて、私はやっていないのですが。

【東條委員】 そのカードは、公正取引委員会が開発のカードですか。

【小室官房総務課企画官】 そうです。

【田中委員】 それは、市販したらどうですか。

【東條委員】 関係者に配っていただいて。私も見てみたいです。

【小室官房総務課企画官】 それでは、一とおり、資料1から資料7まで終わりましたので、これで、本日の政策評価委員会は終了させていただきたいと思います。今後、今日の御議論を踏まえまして、必要な修正をまた行わせていただきまして、その後、私どもの公正取引委員会の了解を得た後に、速やかに、例年政策評価につきましては、予算の概算要求と同じような時期に、それに反映させるということもありますので、概算要求の時期をにらみながら、公表させていただきたいと考えているところでございます。

本日は、お忙しいところ御参加いただきまして、また、貴重な御意見、御質問をいただきましてありがとうございました。引き続き、どうぞ、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

— 了 —